

地域に明日を



地域に明日を



も く じ

1. きなえさんのこと……………2
2. 和男さんのこと……………4
3. 晴子さんと正夫さん……………6
4. よし子さんのこと……………8
5. 杉山さんのこと……………10
6. ひとりでできないことが
たくさんあります……………12
7. たとえ外に出る
ことができても……………14
8. こんなこともあります……………16
9. そしてこんなことも……………18
10. 障害者は必死になって
がんばっています……………20
11. 努力してここまで
やっています……………22
12. 障害をこえて……………24
13. 介護する家族は
つかれています……………26
14. つかれはてしてしまうと……………28
15. あなたにとって「関係
ない」ことですか……………30
16. そしてだれもが
むかえることは……………32
17. これまでは……………34
18. これからは……………36
19. 家族にかわって社会が……………38
20. 施設か在宅かではなくて……………40
21. ジャンヌダルクと
リハビリテーション……………42
22. 地域福祉とは……………44
23. 地域福祉サービスの例
(訪問看護)……………46
24. 地域福祉サービスの例
(入浴サービス)……………48
25. 地域福祉サービスの例
(給食サービス)……………50
26. 地域福祉サービスの例
(住宅の改造)……………52
27. 地域福祉サービスの例
(共同ホームづくり)……………54
28. 地域福祉の基本責任は……………56
29. 体系化されていない
地域福祉……………58
30. 地域福祉を
すすめる力はなにか……………60
31. ボランティア活動1……………62
32. ボランティア活動2……………64
33. 市や町の役割……………66
34. しゃきょう
(社会福祉協議会)……………68
35. 社会福祉協議会のしごと……………70
36. あなたへの問いかけ……………72
37. あなたは待たれています……………74
おわりに……………76

さなえさんのこと

さなえさんは、高校二年の
とき、病気がかかって、からだ
が動かなくなりました。

それ以来、二十年近くも家
でねたきりの状態です。

お父さんと二人ぐらしなの
で、食事から、排便の世話ま
で、すべてをお父さんがみて
います。お父さんの働きに出

てしまうと、さなえさんは、
なにをすることもできません。

水を飲みたいと思っても、
一人では飲めません。電話が
鳴っても一人ではとれません。
おなかがすいても、一人では
食べることができません。じ
っと天井をみて、耳を澄ませ
て、物音を聞くだけです。

友達と話したい。電話を
かけてみたい。さなえさんの
願いは、ひろがります。



和男さんのこと

和男さんはおばあさんと二人ぐらしです。和男さんは、腰から下が動かないので、手とひざをつかって、家の中を動きまわっています。

おばあさんは九十三才

の高齢こうれいなので、ほとんど

ねたきりです。そのおば

あさんを、重度じゅうどの障害しょうがい者

で四十九才になる和男さ

んが世話をし

ているのです。

でも、ひとりで

はできないことがあ

まりにもたくさんあります。

風呂ふろに入れません。外に出られ

ません。高いところに手がとどきま

せん。「ボヤ」でもでたら、二人とも、ま

にげられないでしょう。



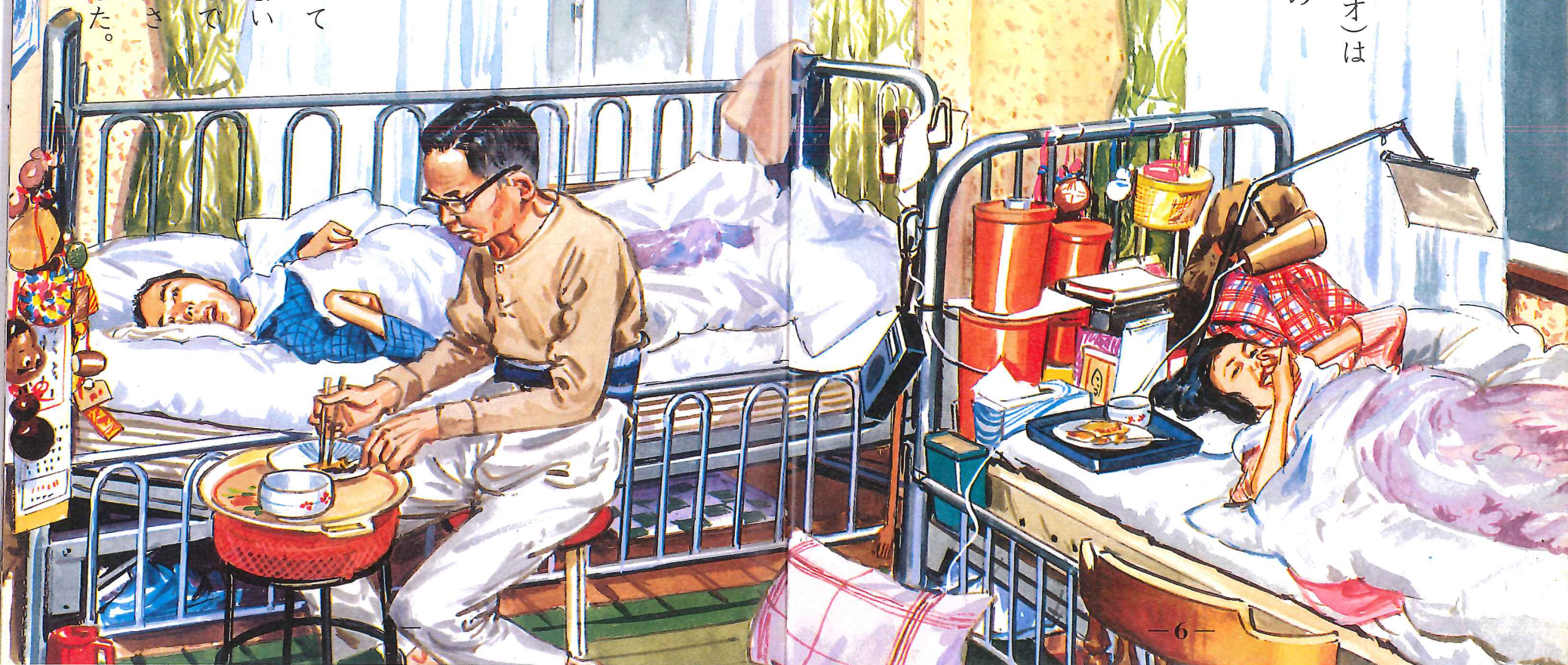
晴子さんと正夫さん

晴子さん(30才)と正夫さん(25才)は
きょうだいです。二人とも重度の
ねたきりの障害者です。

お母さんやお父さんの手助
けによって、近くの養護学
校を卒業することはできま
したが、そのあとは、ま
たねたきりの毎日です。

二人とも、読んだり、
話をすることはできませんが
身のまわりのことはもちろ
ん、ねがえりもできません。
そのため、お母さんは、ほ
とんど二人の部屋から離れる
こともできず、介護にあけくれ
る毎日です。

お母さんは、すっかり体が弱って
しまい、心臓の病気になってしま
いました。お父さんが、勤務を休んで
二人の世話をしていますが、お父さ
んも、腰痛症になってしまいました。



よし子さんのこと

生まれるときの障害で、CIP（のうせいマ）（脳性マヒ）にかかったよし子さんは、この三十年間、ねたきりのままです。ごしてきました。

よし子さんが、自分で動かせるのは、左手と顔のむきをかえることだけです。人の話はよくわかるのですが、自分の話は「アーアー」というだけで言葉になりません。

でも、慣なれてくると、何を言おうとしているのか、口や顔や目の動きで十分に

わかるのです。

だからよし子さんのお母さんやお父さんには、よし子さんの考えていることも手にとるようになります。



杉山さんのこと

杉山よしさんは六十才です。
この二十年間、リユーマチが
原因で、ねたきりのまますごし
てきました。

ひざがぶつくりとふくらみ、
風があたたただけでも痛くてた
まりません。

ずっと世話をしてきた主人は、
数年前に亡くなり、杉山さんは

ひとりぼっちです。

近所の方が食事の
世話や身のまわりの
世話をしてくれます
が、夜はひとりきり

になってしまいます。



ひとりで、できないことがたくさんあります

障害者が自分の力で生きて
いと思っても、今の社会では
それが、なかなかできません。
あまりにも、ひとりでき
ないことが多すぎるのです。



たとえ外に出ることができても

手の先だけしか動かない重度の
障害者でも、電動車椅子があれば
とにかく外へ出ることはできます
が、一たん出してみると、いたるところに「障害者がでてきます。
階段もその一つです。



外出先からの電

話は、だれにも必
要な場合があります
すが、障害者によ
ってはかけられな
いこともあります。



こんなこともあります

音を聞くことができないとか
声を出すことができない人の場
合は、話をしたり、緊急な事態
を伝えたりすることが、とても
むずかしいのです。

火事がおきたのに、気づくの
が遅れ、それをすぐに人に伝え
ることができず、悲惨な結果に
なったこともあります。



眼がまったくみえない人が外
出をした場合、危険がいっぱい
まちうけています。

その人たちの半分は、駅のプ
ラットホームから落ちた経験が
あるというぐらい、あぶない状
態です。



そして、こんなことも

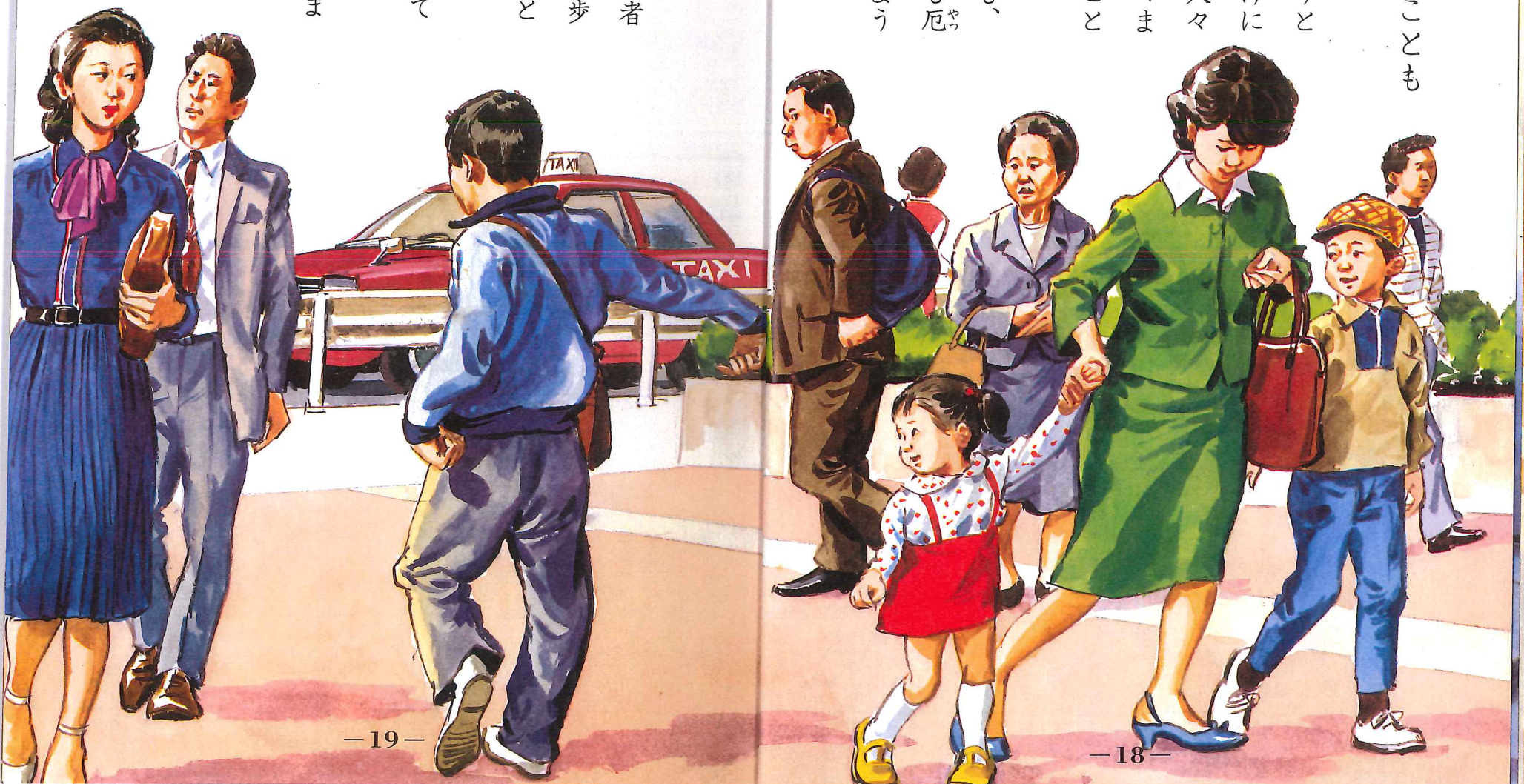
障害者が外に出ようとするとき、大きな妨げままたになることの一つに、人々の冷たい態度たふとや、じゃまものあつかいされること
があげられます。

車椅子で出かけても、道ゆく人びとは、さも厄やっ介かひなものが来たかのよう

にとまどいます。

なんとかか歩ける障害者が、少しでもかわった歩き方をしていると人びとはさけたがります。

タクシーにのりたくても、多くのタクシーは、さけて通って行ってしま
います。



障害者は必死になってがんばっています

障害者はけつして甘えて

いるわけではありません。

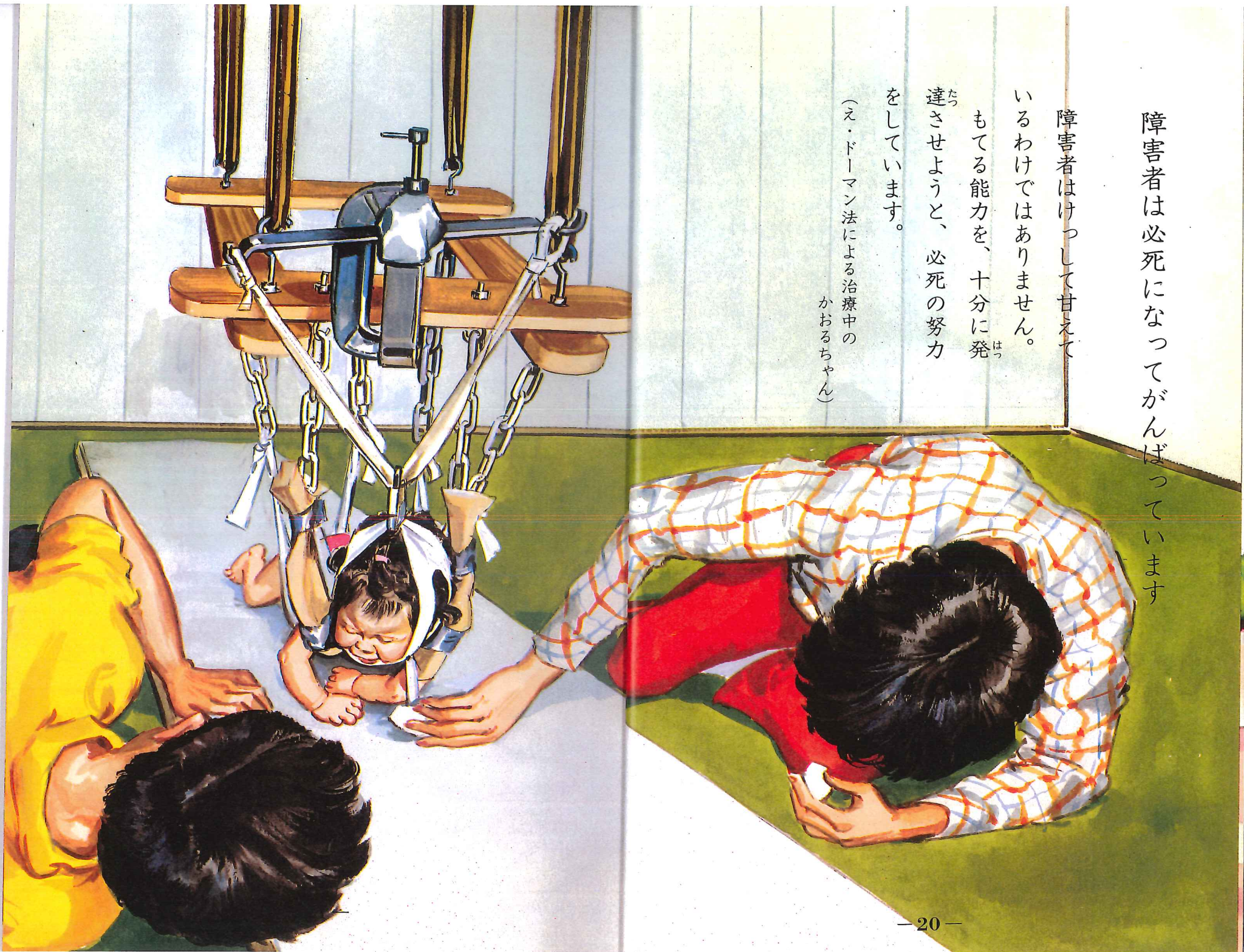
もてる能力を、十分に発

達させようと、必死の努力

をしています。

(え・ドーマン法による治療中の

かおるちゃん)



努力してここまでやっています

自分の思いを文章にしてみたい
自分の気持ちを絵であらわしてみたい。
だれもが一度はそんな思いを
するでしょう。

障害者は、それを簡単にはでき
ない場合が多いのです。だから、
文章を一つ書くにも、絵を一つか
くにも、大きな努力をはらわな
ければならないのです。



障害をこえて



浜野伸二郎さんは
詩人です。脳性小児マ
ヒによる重度の障害者で、
今も、背骨が「く」の字形
にまがつていく病気に苦しん
でいます。

施設で保育をしていた多鶴子
さんとの間に愛がめばえ、二人
は結婚して自立した生活を送っ
ています。

健全者と障害者の結婚は、特
別なことでもなんでもありませ
ん。

二人がお互いに認め合ったと
いうことなのですから。



介護する家族はつかれています

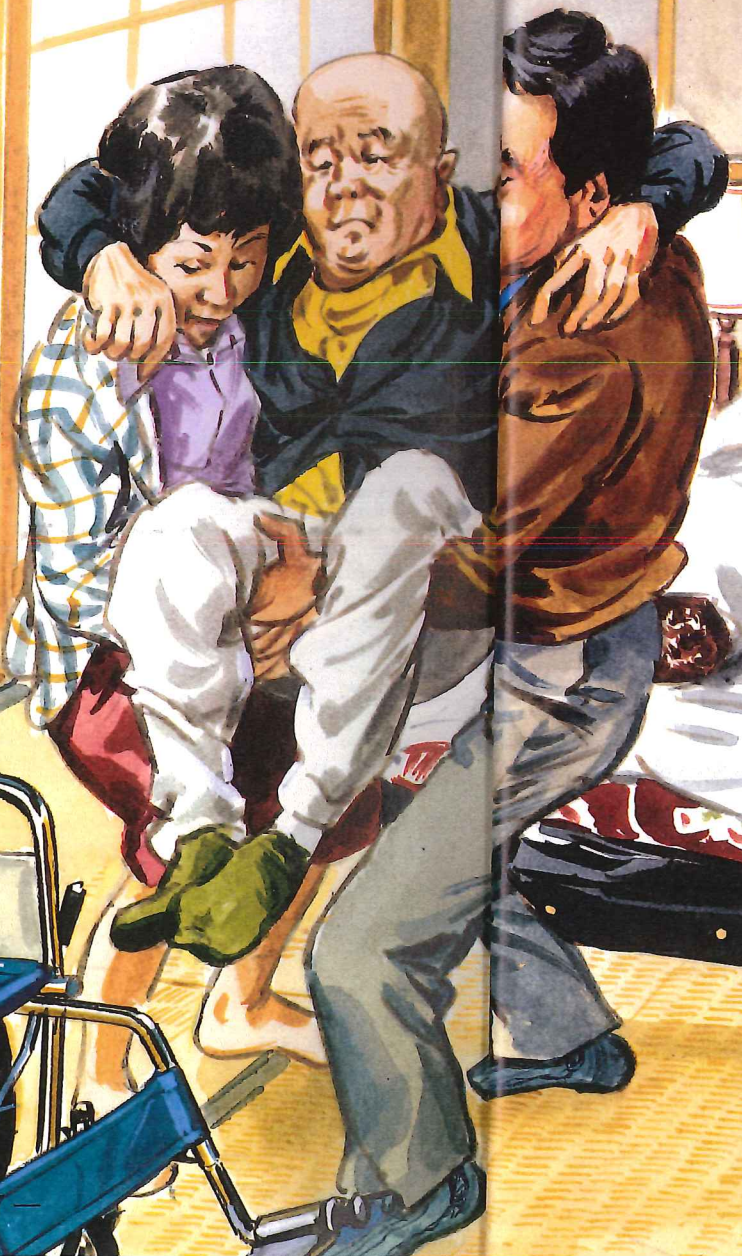
介護を必要とする人を抱えた

家族の苦労は大へんなものです。

食事、排泄、入浴、移動、着

がえ、看病、代弁、代筆、会話、

ありとあらゆることが、家族の



肩にかかっています。

その結果、家族のつかれは

しだいに積みかさなっています。

ます。

つかれはててしまうと

介護につかれきってしまった

家族はどうなるでしょう。

よう。

応援を求める知り

合いもない。福祉

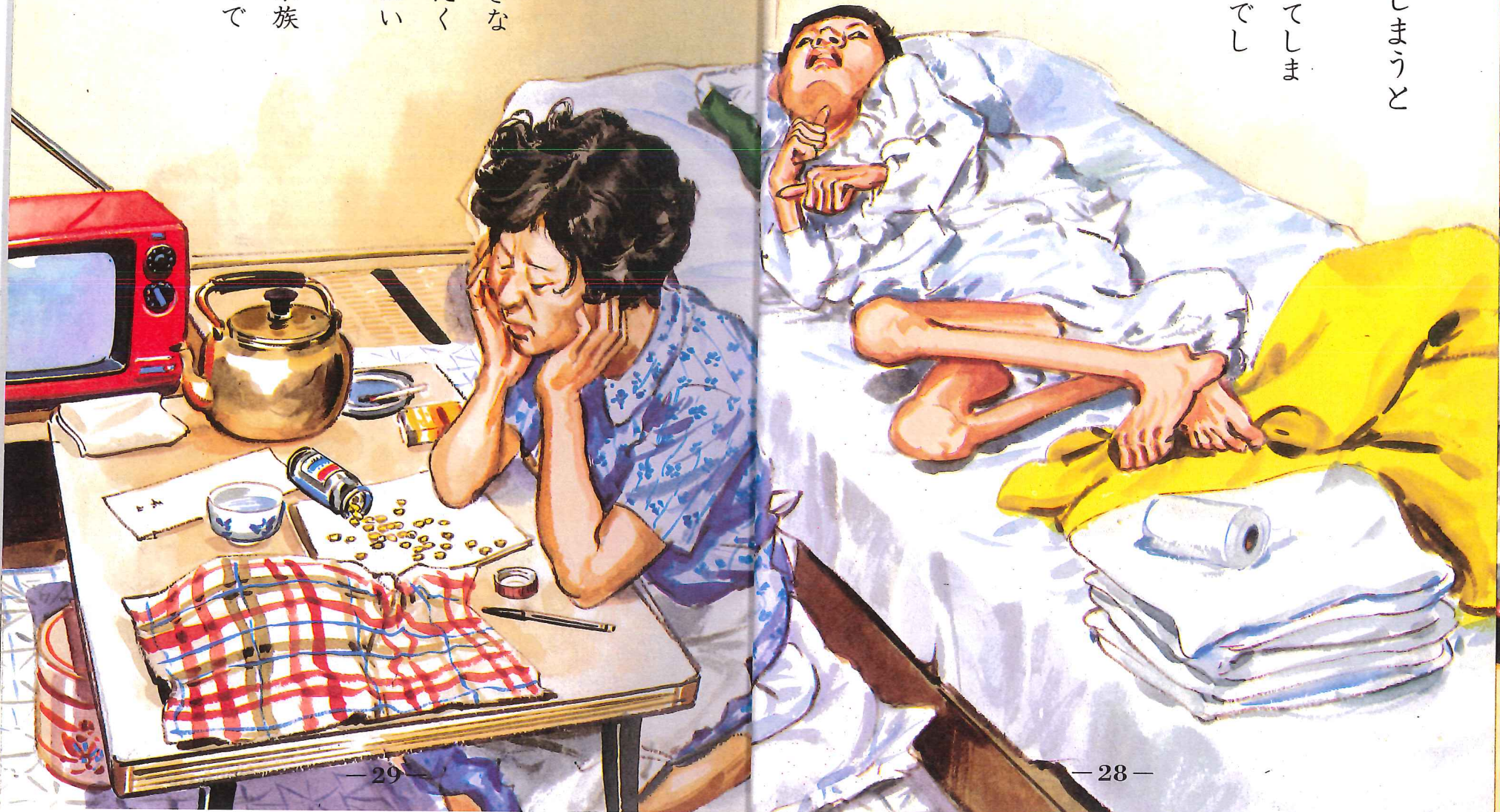
社サービスも不

十分だ。ボラ

ンティアに

何もかもは期待できない。施設には入れたくない。相談する人はいない。

こうした場合、家族はどうしたらいいのでしょうか。





か「あすは我が身」と考えた方が確率は高いかもしれません。

自分は大丈夫だと思っ
ても、病気、交通事故、労働災害、
食品公害、薬害、まきぞえ事故、
天災、戦争そして子孫……。
いつなんどき、障害者としての
生活をおくらなければならぬ

からでしょうか。
障害者になったり、難病患者
になるのは、「運がわるかった」

あなたにとって「関係ない」ことですか



そしてだれもがむかえることは

どんなに血気けつきにはやっついても、どんなに飛ぶ鳥を落す勢いきりのある人でも、必ずむかえるのは永ながい老年期ろうねんき。最後には、誰もが介護を必要とする「重度障害者」になって一生を終えるのです。



50年後



これまででは

介助がなければ生活することができ
ない人びとは、これまで、**健康**
者の生活のじやまにならないよう
に隔離すべきだ、というふうに
誤って考えられてきました。

そのため、施設に入れるこ
とが、まず第一に考えられて
しまい、その人が社会の一
員として地域で、自分の

家で、自立した生活をお
くる可能性の追求が遅れ
てしまいました。

今日では、この考え方
に反省がなされ、大きく
流れが変わろうとしてい
ます。

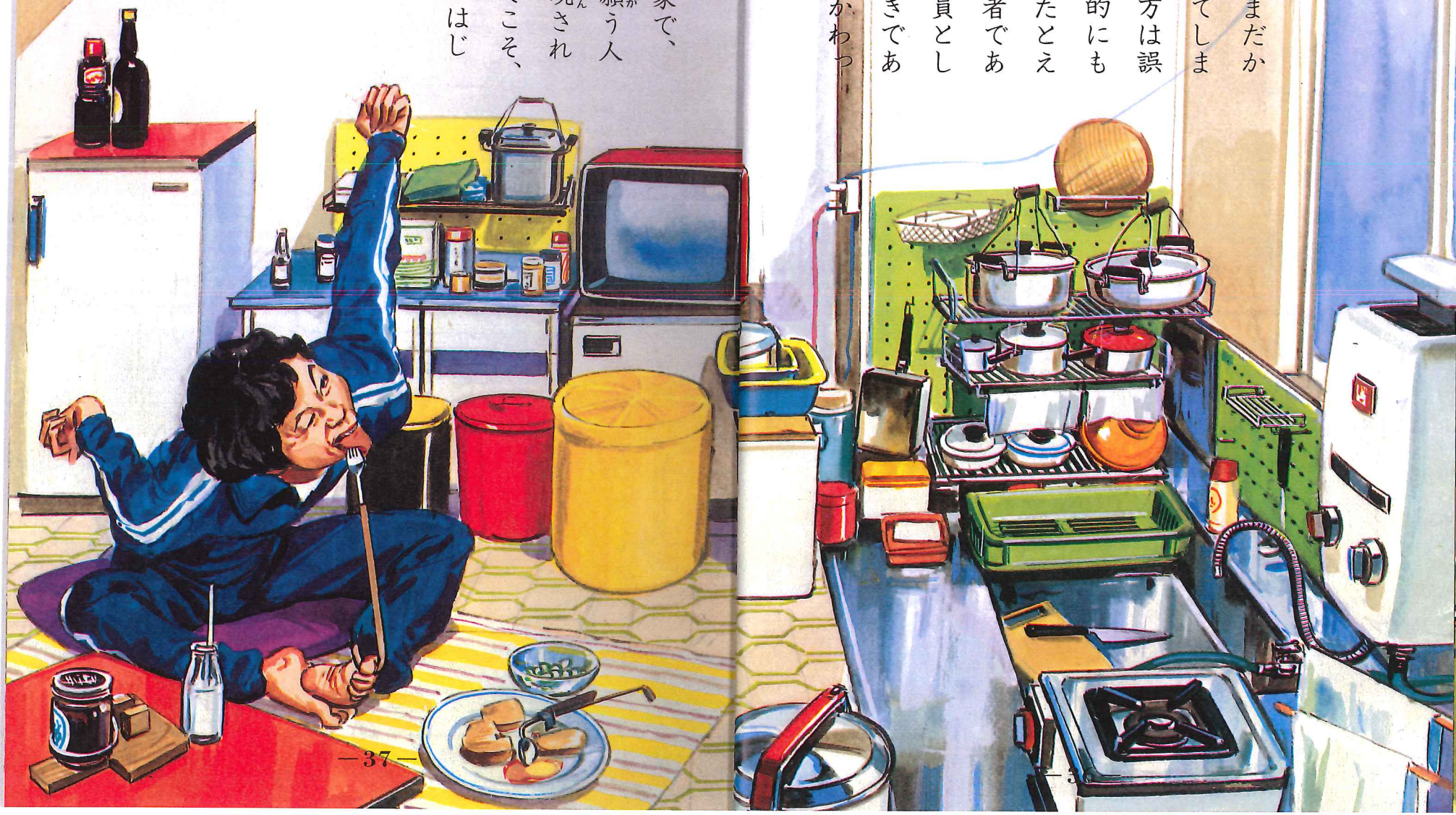
8号室



これからは

「障害者はじゃまだから世間から隔離してしまおう」という考え方は誤りである、と国際的にも反省がなされて、「たとえばどんな重度の障害者であっても、社会の一員として平等に参加すべきである」という方向にかわってきています。

だから、自分の家で、地域で暮したいと願う人は、その願いが実現されるように保障されてこそ、社会参加の第一歩がはじまるといえます。



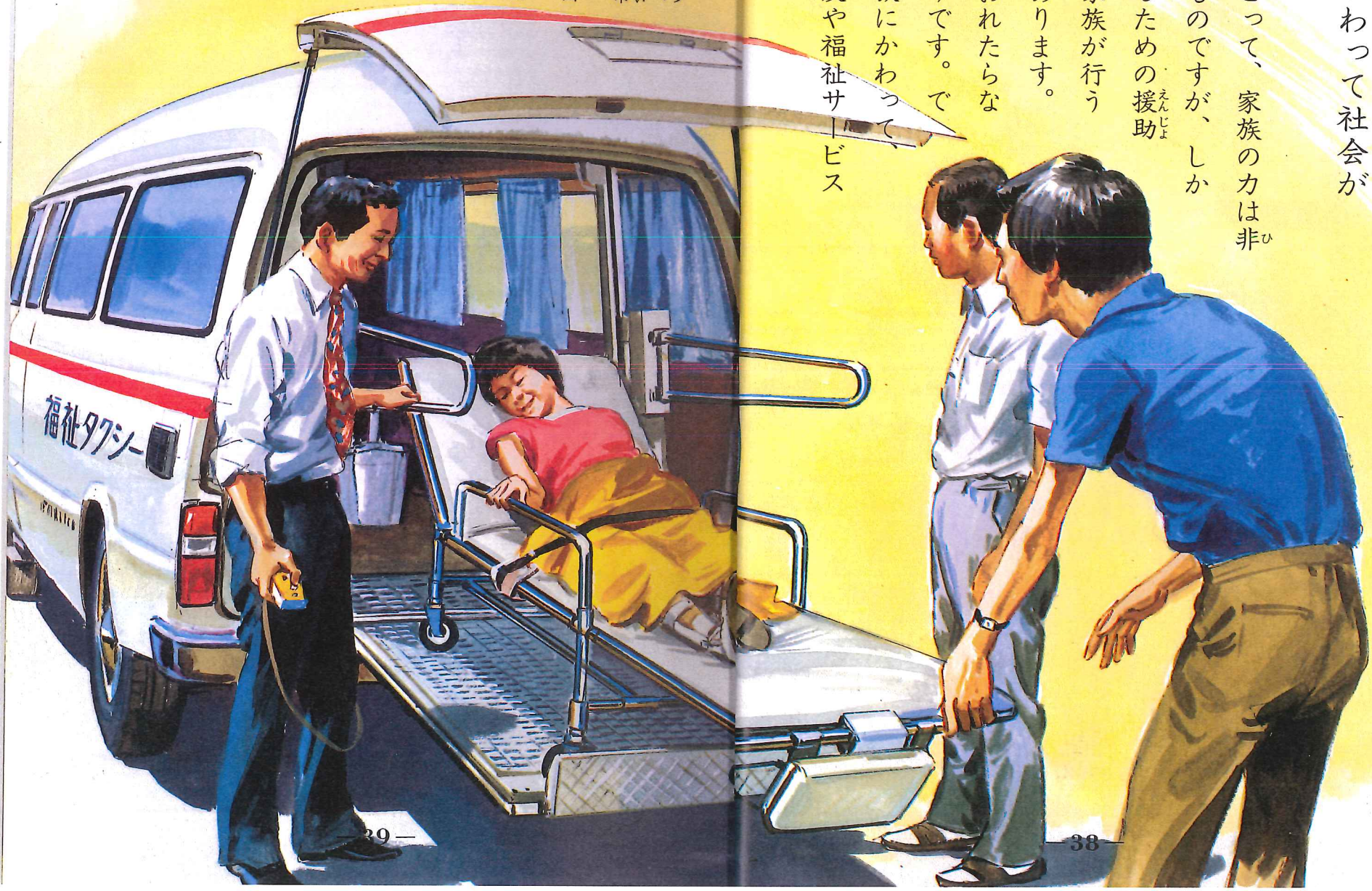
家族にかわって社会が

障害者にとって、家族の力は非常に大きいものですが、しかし、自立するための援助

を、すべて家族が行うには限界があります。

家族がたおれたらなにもかも終りです。ですから、家族にかわって社会的な制度や福祉サービス

そして地域の
人びとの連帯
によって、自
立ができるよ
うに援助すべ
きです。



施設が在宅か、ではなくて

介護を必要とする人びとは、

施設に「収容」されたあと、自分の住んでいた地域とは断絶の状態でおかれていた、というのがこれまでの施設の一般的な姿でした。

しかし、しだいに、施設の側からも、地域と結びついた施設のあり方が求められ、広い意味

での地域福祉の中での施設の役割が明らかにされつつあります。

つまり、施設はこれ以上必要でない、というのではなく、地域福祉の中に位置づけられた新しい機能をもった施設が、もつと必要とされているわけです。

もうこれからは、施設が在宅か、などと狭いわくで考えることができなくなりました。

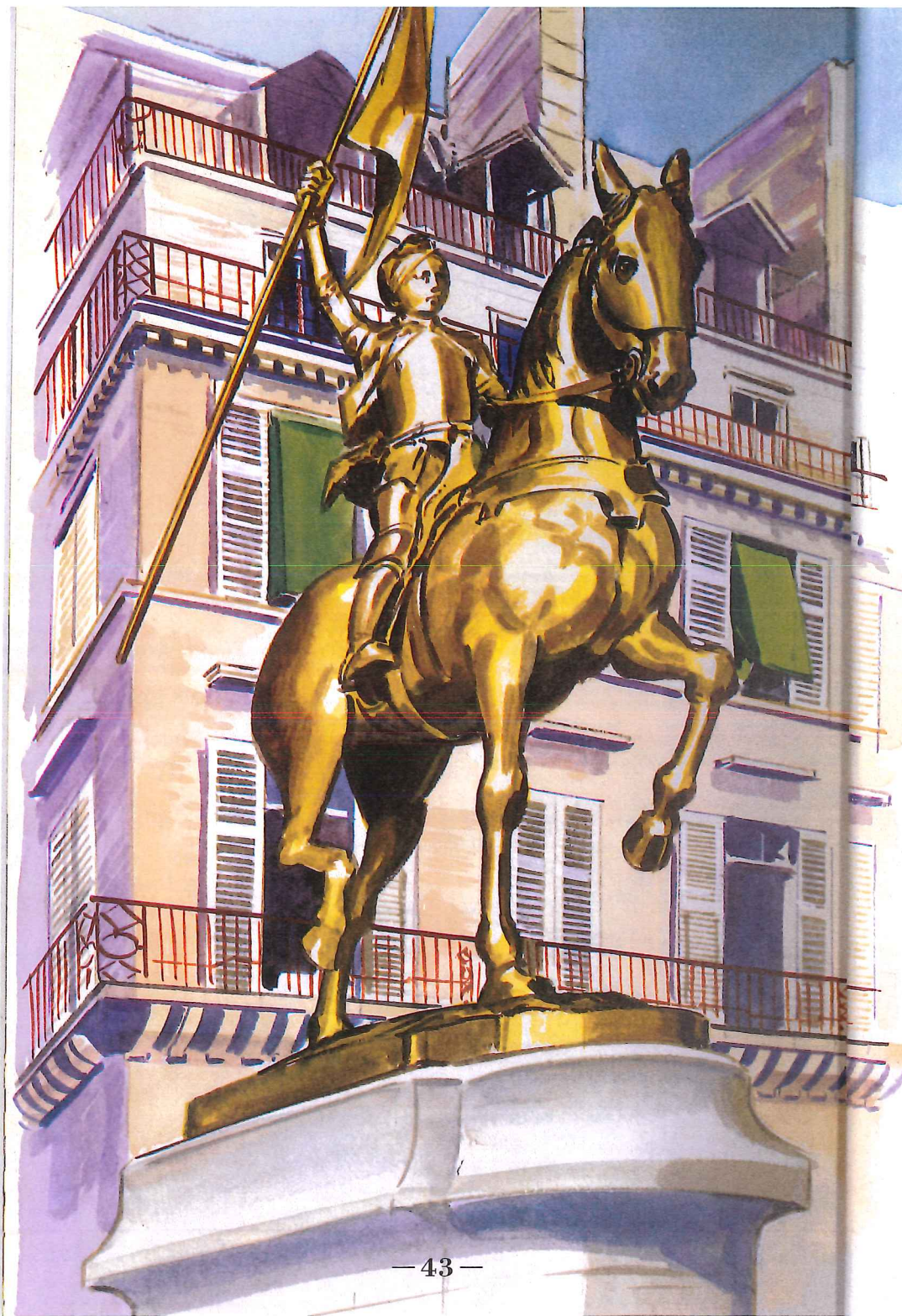


ジャンヌダルクとりハビリテーション

ジャンヌダルクが仏軍をひきいて英国を破ったとき、聖女としてあがめられ、敗れて英軍に捕えられたときは、魔女として火あぶりの刑をうけました。

その後仏軍が勝ったとき、彼女の汚名を晴らす裁判で、再び聖女の名をとりもどしました。この名誉回復がりハビリテーションです。もともと法律用語で、権利の回復を意味していますが、のちに医学に転用され、人間として生きる権利が、身体障害のために否定されたとき、その人権を回復しようという意味で使われるようになりました。

だから、家の中に寝たつきりの人にも、リハビリテーションつまり人間として生きる権利の回復がなされる必要があるのは、当然のことといえます。



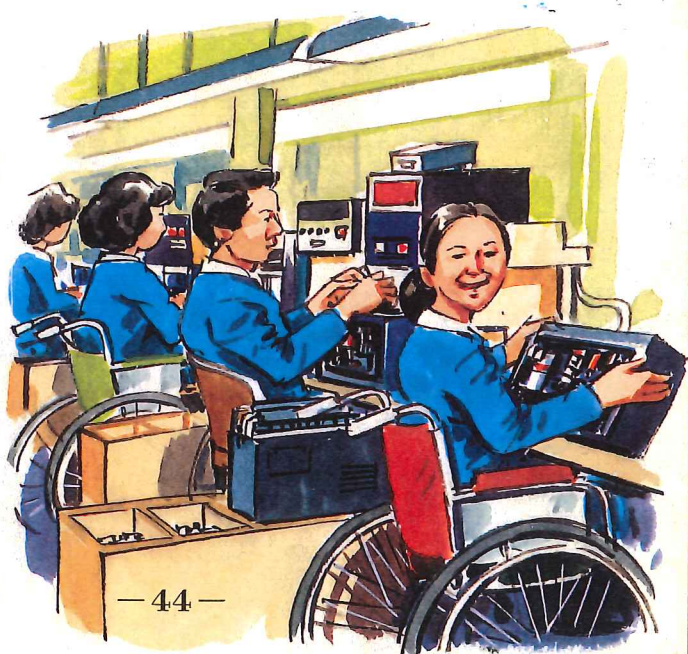
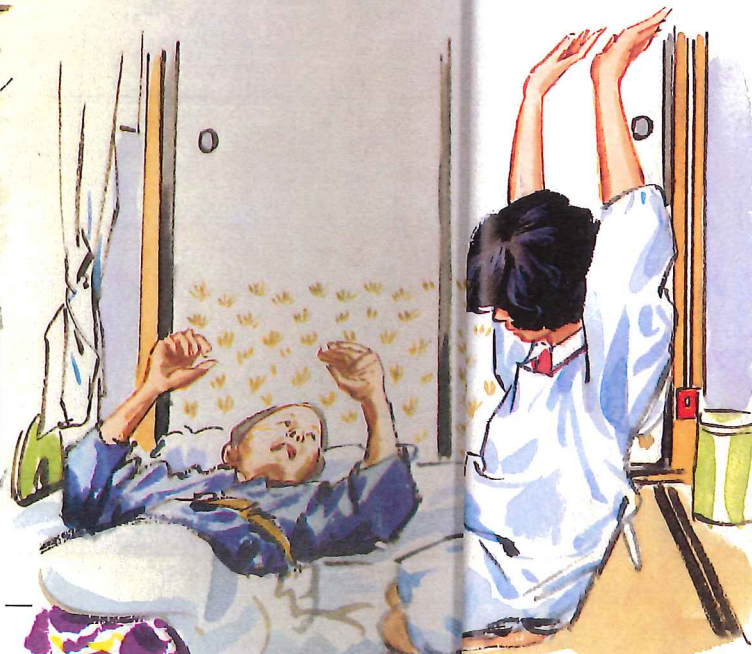
地域福祉とは

地域福祉の内容として次のような点があげられます。

- ① 福祉年金や福祉手当が確立して、働ける人は働くことができるなどの、経済的な面での保障があること。
- ② 要介護者に対して、専門的なケア（介護）や日常的なケアがなされること。
- ③ ねたきりにならないようにするなどの予防面での対策がたてられること。

④ 家や街の中を自由に行けるように環境を改善すること。

⑤ 地域の人々のあたたかいおもいやりがあって、どんな人も生きがいをもつこと。



地域福祉サービスの例 (訪問看護)

長い間ねたきりの人が、同じ姿勢で寝ていると、自分の体重の重みで身体の一部を圧迫して血行障害がおこり、栄養が行きわたらなくなつて、とこずれができません。

そこへ湿気や汚染が加わると、ますますひどくなつて、命とりになることがあります。

訪問看護は、保健婦などの専門家が家を定期的に訪問して、ねたきりの人の健康をとりもどすために、医療、保健上の処置や指導を行います。



地域福祉サービスの例（入浴サービス）

ねたきりの人が強く
望むことのひとつに、入
浴があります。

もともと、日本人は
お風呂が好きですが、
数ヶ月、数年、十年、
二十年とお風呂に入れ
ない人は、なおのこと
お風呂に入りたいと思

っています。

あるねたきり

老人は六年ぶりに

お風呂に入り「長生

きしてよかった」と涙

を流し、ある重度の障害

者は、二年ぶりに入浴して、

「感激かんげきした」と語っています。



地域福祉サービスの例（給食サービス）

ひとりぐらしの老人や障害者、ふたりだけの老夫婦などの人々は、栄養のある食事をきちんとすることがむずかしい場合が多いのです。

おいしく、栄養に富んだ食事を、それぞれの家に届ける「給食サービス」は、

いま全国にひろがりつつあります。

一年三六五日、毎日届けているところもありますが、月に一、二回、週に一、二回、というところがほとんどです。

多くの人が、この福祉サービスを心まちにしています。



地域福祉サービスの実例（住宅の改造）

せまくるしくでこぼこの多
い日本建築の家は、ハンディ
をうけた人にとって、とても
すみにくいものです。
全然動けない人でも、自由
に室内で移動ができるように
改造したり、自動化したり、
さまざまな工夫がなされる必
要があります。

せまい日本式のお風呂でもちよつと
した器具を使うことによって、重度の
障害者でもらくらく入浴が可能です。



地域福祉サービスの例（共同ホームづくり）

重い障害者にとって、介護してくれる

家族がいなくなったらどうするか

という問題は深刻な悩みです。

「親がなくなったらどうしよう」

「兄弟の世話になるのがつらい」

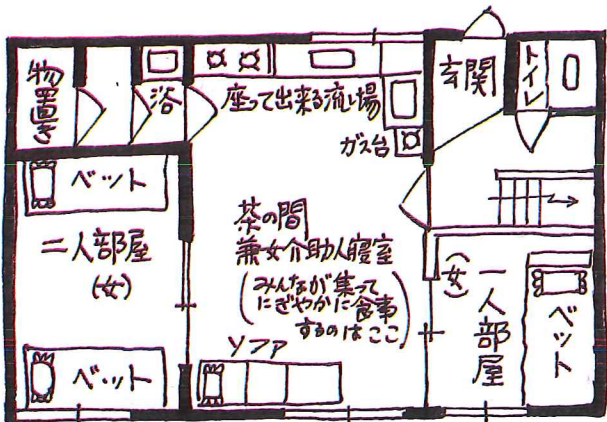
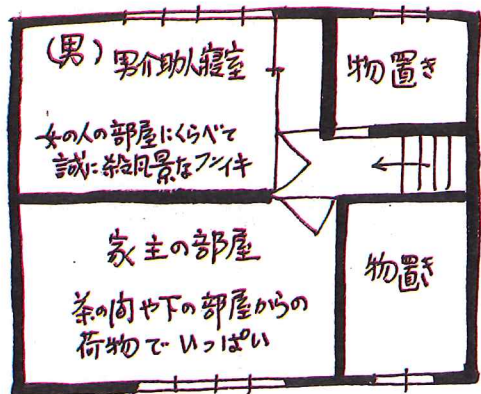
「ひとりぼっちになりたくない」

これに対して、地域の中で小規模でも

家庭の延長といえるものがいま強く求め

られています。

障害者が自分たちで運営し、ともに助けあいながら共同生活を
する場として「共同ホーム」を望む声
は、しだいに強くなってきています。



地域福祉の基本責任は

数百万人にのぼる障害者、数十万のねたきり老人、数百万人のひとりぐらし老人や老人夫婦世帯、このようなほう大な数の人々が、なんらかの福祉施策を待っています。

ほとんどすべての国民が、現在、未来のいずれかにおいて、これらの人々の問題に、かかわらざるをえないのです。したがって、地域福祉の基本的責任は国にあり、国が社会的に対応すべきであるということがまず言えます。

そして、その上に
立って、自治体や国民のなすべきことが
明らかにされるべき
でしょう。



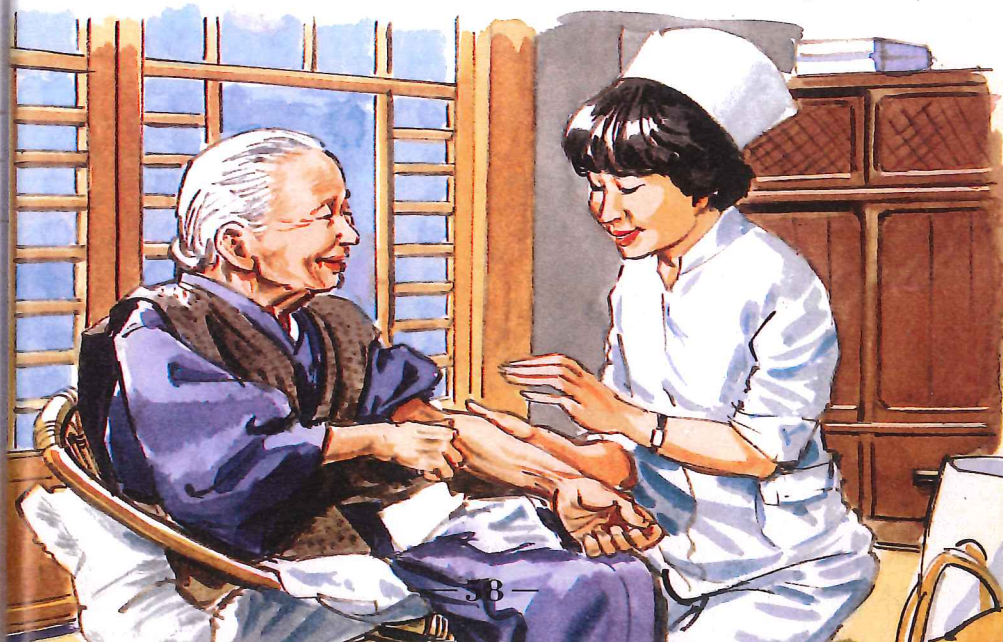
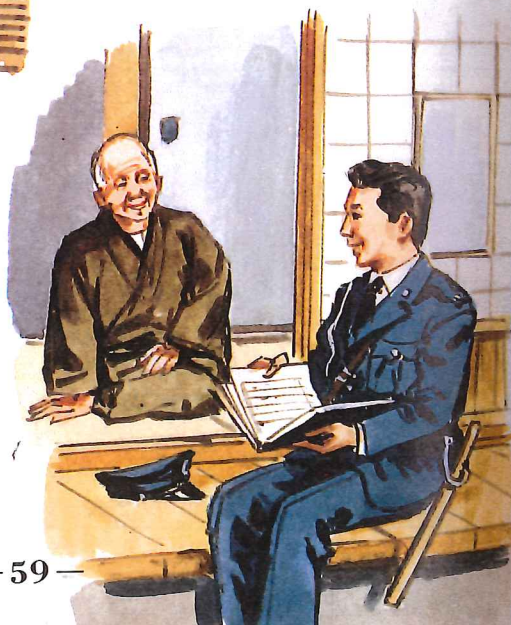
体系化^{たいけいか}されていない地域福祉

地域福祉に対する国の本格的^{ほんかくてき}施策は、まだ十分ではありません。それというのも、地域福祉に対応する法律が、いまのところないからです。

福祉の法律は、いろいろありますが、福祉施設については基準を定めてあっても、地域福祉については基準が定めてありません。施設への対応が、法にもとづいて措置^{そちひ}費を体系化しているのと同じように、地域福

祉についても、体系的な法律と、予算措置が必要です。

しかし、残念^{ざんねん}ながら、さまざまな試みが、バラバラになされているのが現状です。



地域福祉をすすめる力はなにか

国や自治体^{じちたい}が、地域福祉に対する本格的^{ほんかくてき}なとりくみをはじめするためには、国民の関心や世論^{せろん}が盛りあがらないと、なかなかむずかしいといえます。ですから、結局^{けつぎ}は、国民自身の問題として問われてくるわけです。しかし、地域福祉の課題は、表^{おもて}に出にくく、広く多様な姿^{たよち}をとりますので、多くの国民は無関心^{むかんしん}のままです。ですから、どのようなにして国民自身が、自分の問題として気がつくようにするのが、大切な点^{たいせう}だといえます。



ボランティア活動 I

地域福祉をすすめるためにはもつともつと住民が、この問題を理解し、住民としてできることに参加しなくてはならないわけですが、そのための活動の場としてボランティア活動があります。

ボランティア活動は、それぞれの動機は、いろいろあります



が、社会福祉の実際の場に参加することによって、現在の社会福祉、地域福祉を理解し、考える大切な「もう一つの学校」といえます。



ボランティア活動 2

ボランティア活動は、住民にとつて、よい「学校」であるばかりではありません。

特に未開拓な分野ともいえる地域福祉にあつては、ボランティアが果す積極的な役割、つまり、その先駆性、多様性、柔軟性、運動性、そして、あたたかさ、などの点ですぐれたものがあります。

あります。

その先駆的な試みが、やがて行政施策へと実つてゆくことでしようし、そのあたたかさは、制度の内容を豊かにするものとなるでしょう。

自分たちの自主的な発意にもとづきながら、その主体性を発揮することによつて、ボランティアは、ボランティアたりうるものといえるでしょう。



市や町の役割

地域福祉の基本的責任は国にあります。市や町や県などの自治体も、それを推進する大きな責任があります。

むしろ、住民と直接に結びついているわけですから、その地域性や財政力に応じながら、国に先んじた施策や、国の手のとどかない細かい点について積極的に施策化を行うことが求められています。

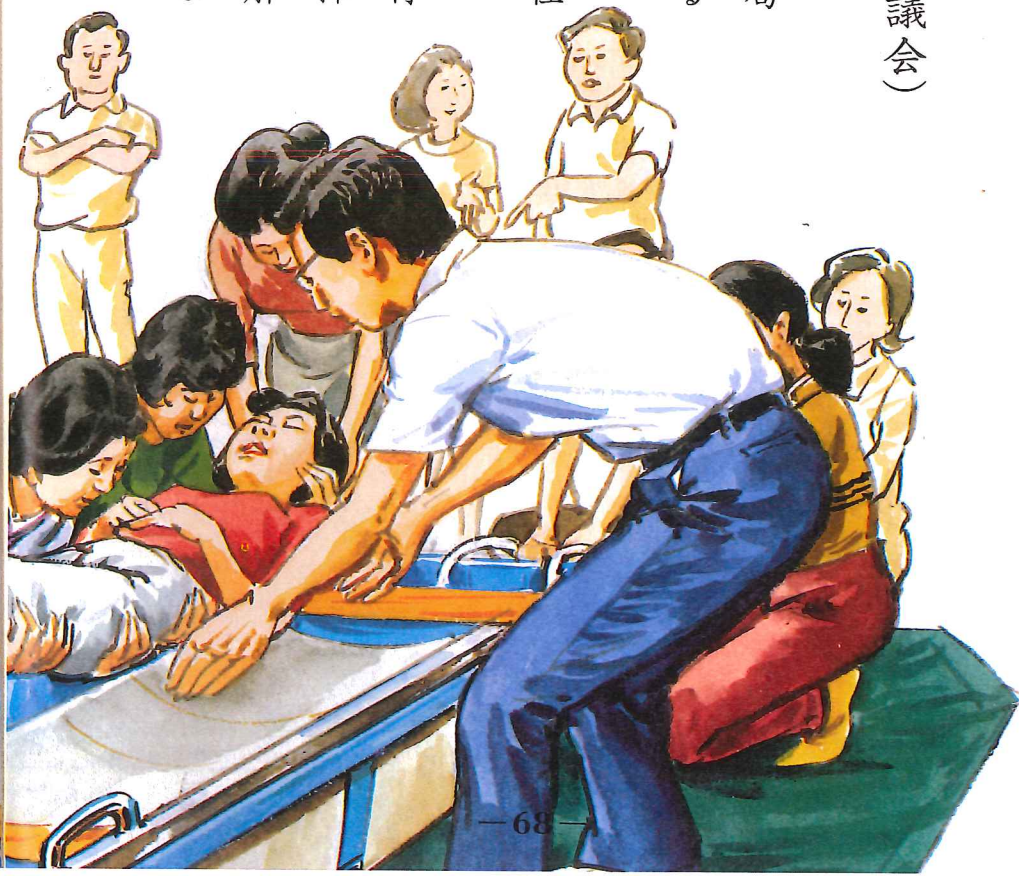
住民やボランティアの声に支えられながら、各地で、すばらしい試みをしている市や町があることを忘れてはなりません。

例えば、但馬の山奥のわずかに人口六千の町に、住民、ボランティア、町が一体となって、ささやかですが、あたたかい、障害者のための共同作業所がつくられたことは有名です。

おおや共同作業所

しやきよう（社会福祉協議会）

地域福祉をすすめる力は、結局住民自身のなかに秘められているわけですが、その住民に対して、地域の福祉課題を明らかにし、住民自身のたちあがりをうながし、行政や専門機関への働きかけを行い、地域の持てる力をフルに発揮させながら、実際の福祉課題の解決をはかってゆく、その中心となる



るのが社会福祉協議会（社協）です。と同時に、社協は広く世論に訴えて、地域福祉の施策化、法体系化をめざす中心となるものです。

このように、社協は、地域福祉の実践と、運動を行う、住民自身の組織体であり、将来、地域福祉の立法がなされたときには、自らの地域に責任を負う重要な組織体として位置づけられることになると思われます。



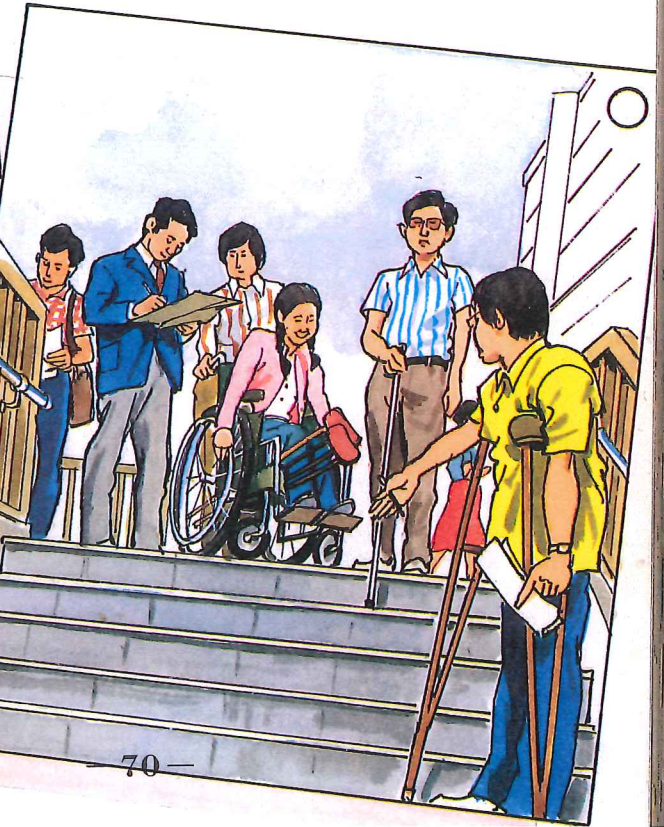
社会福祉協議会のしごと

社会福祉協議会（社協）は、地域福祉に関して、次のようなしごとを行っています。

- ① 地域における福祉課題の発見と調査。
- ② 調査結果にもとづく、住民や関係者、関係機関との話し合い、広報活動。
- ③ とりくむべき課題の設定と、計画

の立案および推進組織のくみため、ボランティアの発掘など。

④ 課題についての実践と、財源助成や制度化についての働きかけ。



あなたへの問いかけ



重いハンディをうけた人、福祉の援助を待っている人、そして介護に疲れている家族、みんながあなたに問いかけています。

「.....」
さて、あなたのこたえは？

(え・小学四年生の久美子ちゃん)
(水頭症)

あなたは、待たれています

今、あなたが何もしなくても
何事も起こらず、平和に時は流
れてゆくかもしれません。

けれども、歳をとって、ねた
きりになったときの自分を想像
してみてください。そのときにな
って、「あの時、もっとやってお
けばよかったなあ」と後悔する
ことになるか、「やったただけのこ



とはあったなあ」と言えること
になるかは、いま、あなたがど
うするかにかかっているわけ
です。

地域福祉は、私たちのとりく
みがすすめばすすむほど、より
充実したものになります。

あなたの参加が待たれていま
す。

おわりに

この本は、家庭や地域において、大人も子どもも気軽に読んでいただき、それぞれが感じたことを自由に話しあいながら、「地域福祉」についての理解を深めるためにつくられたものです。

地域福祉についての理解を深めるためには、本を読んで終りとするだけでは不十分です。やはり、実際の姿に触れながら、地域福祉活動の実践をつみかさねなくてはできるものではありません。

したがって、この本は、そうした地域福祉活動について多くの住民に関心を持っていただき、正しい理解をしてもらい、さらに参加にまで踏み出すための動機づけの「教材」として使っていただきたいと思えます。

地域福祉の理解の第一歩は、なによりもまず、地域にくらす対象者の生活の実態を知ることからはじまります。そのために、この本のそれぞれのページにでてくる場面は、すべて実在の人をモデルとした生活の一コマをあらわしたものと なっています。

しかし、何百何千とある現実の生活場面を、一枚の絵に集約することはできないことです。そこを補ってもらうのが、話合いです。学習会であると思えます。そのときに注意を払っていただきたい点として次のようなことがあげられます。

一つは、地域福祉の課題はなかなか見えにくいという点です。

たとえば、ねたきりの人のとこずれ（じょくそう）などは、世話をする家族の世間のせいもあって、人の眼にふれることも少く、したがって、とこずれのひどきを見たことのない人には、それが地域福祉の柱の一つである訪問看護

の必要性には結びつかない、というようなことです。

二つには、対象者のニード（要求）^{ようきゅう}が、しばしば消えてしまっているという点です。

たとえば、お風呂に入りたいと願っているながら、長い間、入浴することができないまますごしてくると、入ることをあきらめてしまい、ついには、お風呂に入りたいという願いそのものが消えてしまうことがよくあります。これは、「ニードの潜在化」^{せんざいか}という現象ですが、地域福祉の課題をとらえにくくしている一つの要因になっています。

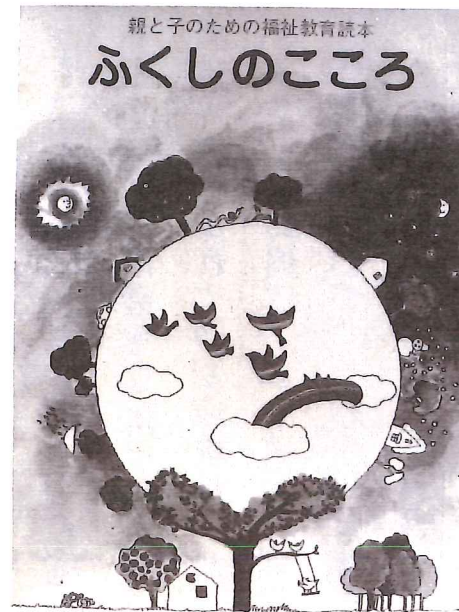
三つには、さきに出てきた家族や本人の世間体とともに、周囲の人々の「家族がいながら、どうして他人がそこまでしなくてはならないのか」という家族責任論が、まだまだひろくのこっている点です。

このほかにも、まだいろいろな要因がありますが、こうした要因が重なりあって、地域福祉の課題は、見えにくく、つかみにくいものとなっています。

そうした点に留意しながら話し合いをすすめていただければ幸いです。

後半に書かれている地域福祉サービスの例や、社会福祉協議会やボランティアによる活動例は、ごく一般的なものだけをあげていますので、それぞれの地域の実状に応じて、考えたり、話合ったりしていただければと思います。

この本を作成するにあたって、多くの方々に貴重な写真や資料をおかりいたしましたことを、ここにあらためてお礼申しあげます。



兵庫県社会福祉協議会刊

この本をおよみになった感想をおよせ下さい。

なお、この福祉読本No.2と共に福祉読本No.1「ふくしのこころ」(写真左)を合せてご活用していただくと、福祉についての理解は、より効果的になると思われます。

ご注文は下記の発行所まで。

地域に明日を(社会福祉教育読本No.2)

定価 300円(送料実費)

昭和56年7月1日 発行

発行所 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
〒651 神戸市中央区坂口通2-1-18
兵庫県福祉センター内
電話 (078) 242-4633

編 著 さわだきよかた

さし絵 安井庸浩

表紙デザイン コスモス/森 鈴子

印刷 梶原出版印刷合資会社